

区有物件の一般競争入札案内書 (令和7年4月実施分)

【物件名：コニファーいわびつ】



令和7年4月
杉並区 区民生活部管理課 庶務係

目 次

一般競争入札の流れ	3
入札内容等一覧	4
一般競争入札について	
1 はじめに	5
2 売却スケジュール	5
3 入札情報	5
4 入札参加者の資格	6
5 入札にあたって付する条件	6
6 現地内覧会	7
7 質問について	7
8 入札申込期間・場所	8
9 入札保証金の納付	8
10 入札・開札日時及び場所	8
11 入札の無効	9
12 落札者の決定	9
13 入札結果の通知・公表及び照会	10
14 入札保証金の返金	10
15 入札保証金の没収	10
16 契約保証金の納付	10
17 売買契約の締結	10
18 売買代金の支払い期限	10
19 所有権の移転にかかる公租等について	10
20 その他告知事項	11
○ 地方自治法（抄）	12
○ 地方自治法施行令（抄）	12
○ 杉並区における暴力団排除措置要綱（抄）	12
○ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（抄）	13
○ 旅館業法（抄）	13

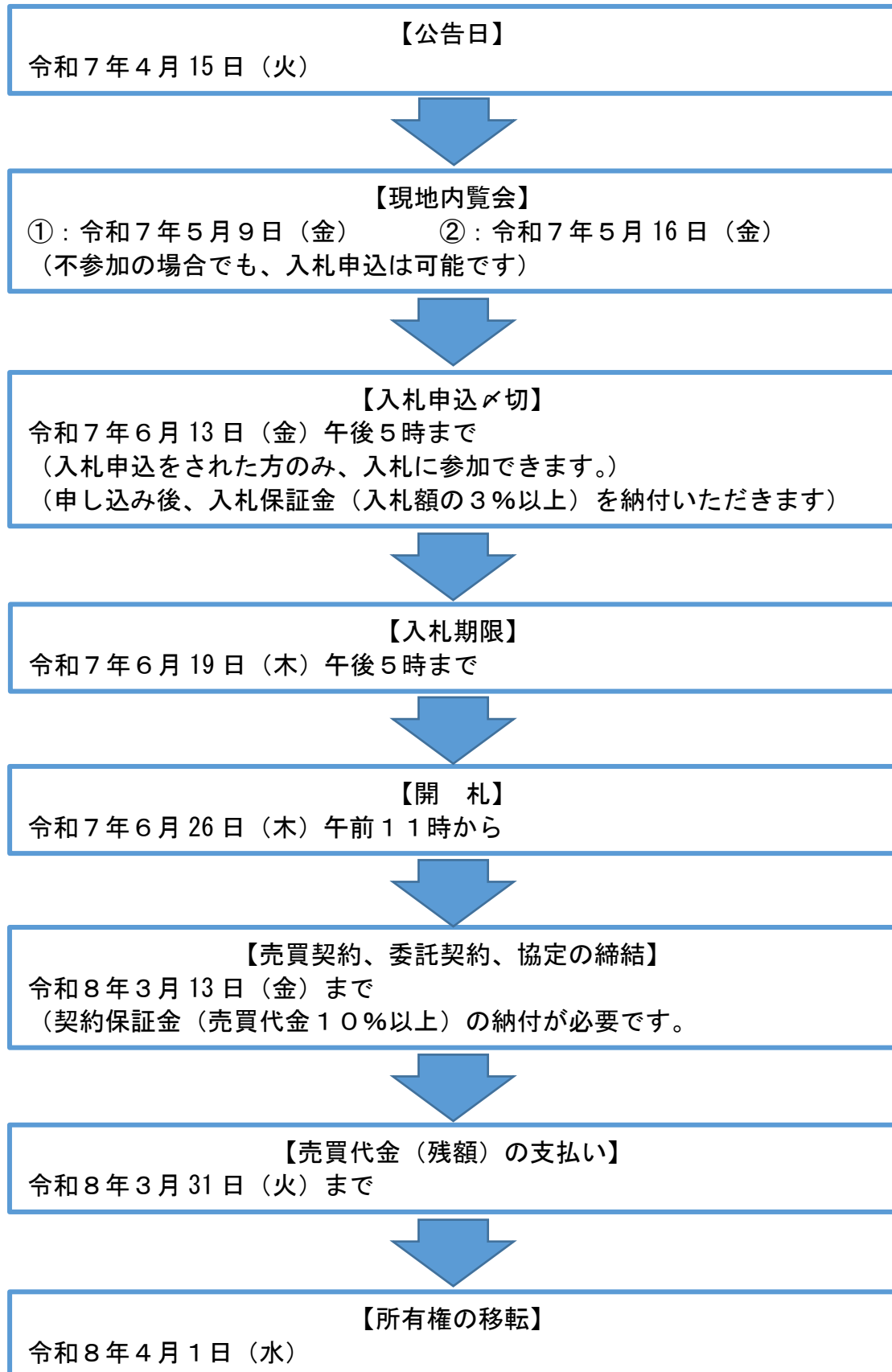
【参考資料】

- 別紙1 「物件説明書」
- 別紙2 「備品台帳」
- 別紙3 「コニファーいわびつ区民利用に関する協定書（案）」
- 別紙4 「保養機会提供事業に関する管理・運営業務委託（案）」
- 別紙5 「不動産売買契約書（案）」
- 別紙6 「杉並区交流拠点施設利用に係る区民宿泊費補助金交付要綱（案）」
- 別紙7 「引渡猶予に関する覚書（案）」

【添付資料】

- 1 一般競争入札参加申込書
- 2 宣誓書
- 3 現地内覧会参加申込書
- 4 質問書

一般競争入札の流れ



入札内容等一覧

- 1 入札参加申込期間
令和7年4月15日（火）から令和7年6月13日（金）17時まで
（土日及び祝日を除く）
- 2 申込受付時間・場所
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区役所西棟7階 区民生活部管理課 庶務係
- 3 入札日程
 - (1) 入札期限
令和7年6月19日（木）17時まで
 - (2) 杉並区役所西棟7階 杉並区 区民生活部管理課 庶務係 窓口
 - (3) 開札日時・場所
令和7年6月26日（木）11時から
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区役所西棟6階 第7会議室
詳細は「7 入札申込期間・場所」をご覧ください。

4 入札物件の表示

【土地】

所 在	地 目	面 積
群馬県吾妻郡東吾妻町 大字原町字岩櫃山 4399番1ほか20筆	宅地 ほか	185,141.15 m ²

杉並区が国土交通省、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東日本電信電話株式会社及び東吾妻町に貸付けしている土地部分を含む

【建物】

所 在	構造等	延床面積
群馬県吾妻郡東吾妻町 大字原町字岩櫃山 4399番1	本館：鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階建 ログハウス：木造（丸太組工法） 地上2階建 創作館：木造地上2階建 宿舎：鉄筋コンクリート造 地上1階建 クラブハウス：鉄筋コンクリート造 地上1階建 管理棟：鉄筋コンクリート造 地上1階建	6,964.69 m ²

※ 物件の詳細については、別紙1「物件説明書」をご確認ください。

- 5 最低売却価格
土地：¥ 6,950,000 - （非課税）
建物：¥ 21,945,000 - （税 込）
合計：¥ 28,895,000 - （税 込）

一般競争入札について

1 はじめに

- (1) 杉並区（以下「区」という）が行う区有物件の売り払いの一般競争入札に参加される方は、次の各事項及び「杉並区競争入札参加者心得」をご承知いただき、入札参加申込のうえ入札してください。
- (2) 区有物件は、現状有姿での引き渡しとなります。
- (3) 入札に使用される印鑑は、あらかじめ届出（印鑑登録）されている実印をご使用ください。

2 売却スケジュール

公 告 日：令和7年4月15日
現 地 内 覧 会：令和7年5月9日（金）・5月16日（金）
入 札 申 込 期 限：令和7年6月13日（金）17時まで
入 札 期 限：令和7年6月19日（木）17時まで
開 札 日：令和7年6月26日（木）11時から
売買契約締結期限：令和8年3月13日（金）
売買代金支払期限：令和8年3月31日（火）
引 渡 し 日：令和8年4月1日（水）

3 入札情報

- (1) 申込受付時間・場所
杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所西棟7階 区民生活部管理課 庶務係 民営化宿泊施設担当
- (2) 土地・建物
所在地：群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町4399
名 称：杉並区民営化宿泊施設 コニファーいわびつ
土 地：敷地面積 185,141.15㎡
施 設：鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階・地上2階建（本館）
延床面積 6,964.69㎡（本館、ログハウス、創作館、宿舍等）
開 設：平成6年
最大収容人員：124名
部屋数：33室 本館25室（和室13室、洋室12室）、ログハウス8棟
全室トイレ・洗面所・TV・冷蔵庫付
付属施設：体育館（多目的ホール）、グラウンドゴルフ場、芝グラウンド、テニスコート、キャンプ場、駐車場（最大79台）
交通機関：JR吾妻線「群馬原町駅」 駅から送迎バス10分
- (3) 備 品
別紙2「備品一覧」参照
※ 杉並区が所有する備品については、原則として全て買受事業者に譲渡します。
- (4) 最低売却価格
土地：¥ 6,950,000 -（非課税）
建物：¥ 21,945,000 -（税 込）
合計：¥ 28,895,000 -（税 込）

4 入札参加者の資格

旅館業法(昭和 23 年 7 月 12 日)に規定する旅館・ホテル営業の許可を受けている個人または法人であること、**同事業を 5 年以上継続していること**かつ売買代金を区が定める納入期限までに、一括して支払うことが可能な者。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する杉並区の職員（地方自治法第 238 条の 3）
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 2 号）
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）の第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主幹者又はその他の構成員に該当する者
- (5) (2) 及び (3) に掲げる者から委託を受けた者並びに (2) 及び (3) に掲げる者の関係団体
- (6) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）による指名停止を受けている者

5 入札に当たって付する条件

売買契約には次の条件が付されますので、必ず確認の上、入札にご参加ください。

入札申込は条件の同意とみなしますので、予めご了承ください。

- (1) 5 年間の営業継続
本物件買受後も、本物件に係る旅館・ホテル営業を 5 年間継続して実施すること。
- (2) 第三者への譲渡等の禁止
本物件買受後も、5 年間は第三者への所有権移転又は貸付等を行うことはできません。
- (3) 業務委託の禁止
本物件買受後も、5 年間は宿泊事業としての主たる業務を第三者に委託することはできません。
- (4) 用途変更等の禁止
本物件買受後も、5 年間は、宿泊施設として運営するものとし、業態の変更、宿泊施設として供している建物等の用途を著しく変更することはできません。
- (5) 上記(1)に規定する期間中、本物件に係る杉並区民の利用及び区から区民に対して充当される宿泊費補助について、区と協定を締結すること。
別紙 3「コニファーいわびつ 区民優遇措置等に関する協定（案）」
- (6) 上記(5)協定の履行に関し、買受事業者は区と別途委託契約を締結すること。
詳細は、別紙 4「保養機会提供事業に関する管理・運營業務委託契約（案）」を参照。
(※ 本契約の詳細は、協定締結後速やかにその内容を区と協議、締結する。原則として、契約金額の上限は参考資料「委託契約試算額」による。)
- (7) 上記(5)及び(6)に係る区の支出については、杉並区議会の予算の議決を要するため、否決された場合は減額等内容を見直すことがあります。
- (8) その他
ア 上記(1)～(4)にかかわらず、不可抗力（地震、津波、台風等の天災地変または戦争や暴動等の社会的事変など通常予見し得ない理由）により売却条件の履行が困難となった場合はこの限りではありません。

イ 買受事業者は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しないこと

ウ 買受事業者は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならないこと

エ 買受事業者は、本物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと

(9) 実地調査

区が本件物件の利用状況等について実地調査を行う際には、買受事業者は正当な理由なくこれを拒み、妨げ若しくは忌避又は報告もしくは資料の提出を怠ってはなりません。

6 現地内覧会

(1) 日時・場所

ア 日 時

第1回 令和7年5月9日（金） ①午前10時30分から正午まで
②午後0時30分から午後2時まで
第2回 令和7年5月16日（金） ①午前10時30分から正午まで
②午後0時30分から午後2時まで

イ 場 所

3(2)所在地に同じ

(2) 参加申込方法

現地内覧会への参加を希望される方は、現地内覧会参加申込書に必要事項を記載のうえ、令和7年5月1日までに郵送、FAX又は電子メールにて送付願います。

① 郵送先〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区 区民生活部管理課 庶務係 民営化宿泊施設担当 宛

② FAX番号03-5307-0681

③ メールアドレスkumin-kanri@city.suginami.lg.jp

(3) その他留意事項

ア 近隣住民へのご迷惑となる行為はご遠慮願います。

イ 内覧会は一者ずつ対応させていただきます。参加時間帯について調整させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

ウ 本物件は現在も宿泊施設として運営中です。施設利用の妨げとならないよう十分にご配慮下さい。

※ なお、現地内覧会に参加されなくても入札への申込・参加はできますが、本案内書等により物件の確認をしたものとみなします。

7 質問について

(1) 質問書

入札に関する質問は、添付資料「質問書」を用い、下記期間までに上記6(2)①～③にある担当宛に、持参、郵送、FAX又は電子メールにて送付願います。

(2) 受付期間

令和7年4月15日（火）から同年5月23日（金）午後5時まで

(3) 回 答

令和7年6月13日を目途に区HPで公表します。

8 入札申込期間・場所

入札参加を希望する方は、下記により申込をしてください。申込をされない方は、入札に参加することはできません。また、郵送・電子メール等による申込は受け付けませんので、受付場所に必要書類を持参願います。

(1) 申込必要書類（各1通）

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 旅館・ホテル営業の許可証の写し
- ウ 法人の場合は、商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（発行後3か月以内）
- エ 個人の場合は、住民票及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内）
- オ 宣誓書

※ 提出いただいた書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 受付期間

令和7年4月15日（火）から同年6月13日（金）午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除きます。また、平日の正午から午後1時までの間、及び閉庁時間帯（午後5時～午前8時30分）は受付できません。

(3) 受付場所

杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区役所西棟7階 杉並区 区民生活部管理課 庶務係 民営化宿泊施設担当

※ ご来庁される前に、お電話にて事前に来庁時間を連絡願います。

☎03-3312-2111（内線：3755）

(4) その他

申込者には、以下の書類等をお渡しいたします。

- ア 入札申込受理書（申込書の写しに区の受付印を押印したもの）
- イ 入札書
- ウ 入札保証金納付書
- エ 入札用封筒
- オ 入札保証金納付証明書
- カ 委任状（入札に代理人が参加される場合）
- キ 質問回答書（質問があった場合）

9 入札保証金の納付

入札参加者は、各自の入札金額（総額）※の100分の3以上の入札保証金を、区が発行する入札保証金納付書により、入札日までに区が指定する金融機関において納付してください。納付後は、領収証書を必ずお受け取りのうえ、入札保証金納付証明書に領収証書の原本を貼り付けてください。

※ 最低売却価格ではありませんのでご注意ください。

10 入札・開札日時及び場所

入札及び開札の日時・場所は次のとおりです。

(1) 入 札

ア 期 限

令和7年6月19日（木）午後5時まで

イ 提出物

- ・入札書（入札用封筒に封入・封緘し、割り印を押したもの）
- ・入札保証金納付証明書（入札保証金を納付したときの領収証書を貼付けたもの）
- ・入札申込受理書（申込書の写しに区の受付印を押印したもの）
- ・委任状（代理人が入札する場合）

ウ 入札者は、事由の如何にかかわらずその提出した入札書の書き換え、引き換えまたは撤回はできません。

(2) 提出方法・提出先

窓口または郵送（簡易書留）による。

【提出先】

杉並区阿佐谷南 1－15－1

杉並区役所 西棟 7 階 区民生活部管理課 庶務係 民営化宿泊施設担当
03-3312-2111（内線3755）

（窓口にてご提出いただく場合は、予めご連絡ください。）

(3) 開 札

令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 1 1 時から（受付開始： 1 0 時 3 0 分から）

(4) 場 所

杉並区阿佐谷南 1－15－1

杉並区役所 西棟 6 階 第 7 会議室

(5) その他

入札者と付添人（入札者 1 人につき 1 名）のみ入札会場へ入場できます。

(6) 開札時の持ち物

ア 入札確認書（開札日までに、入札者へ交付いたします。）

イ 実印又は代理人の使用印

ウ 開札の手順

- ・入札参加資格の確認（本人確認）

開札に先立ち、実印により本人確認を行います。この際、区が交付した入札確認書を提示してください。また、代理人が参加される場合には、上記確認書の他、委任状の提出及び委任状に押印された代理人（受任者）の印鑑を提示してください。

- ・開札

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札前に入札保証金を納付していない者のした入札
- (3) 入札期限までに提出されなかった入札
- (4) 入札書の金額表示を訂正したもの、又は金額を改ざんした入札
- (5) 予定価格に達していない入札
- (6) 入札書の記載が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印がないもの
- (7) 同一物件の入札について 2 通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は後発のもの
- (8) 入札保証金納付証明書を同封していない入札
- (9) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る入札
- (10) 前各号のほか、入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定

最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

13 入札結果の通知・公表及び照会

開札した際、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者にお知らせいたします。また、開札結果は、文書により入札者全員に通知するとともに、開札日翌日以降に区の公式ホームページに入札の実施結果を公表します。

14 入札保証金の返金

落札者以外の入札保証金は、落札者決定後概ね1か月以内に、入札保証金納付証明書に記載された口座に返金いたします。なお、入札保証金は、その受け入れ期間について利息をつけません。

15 入札保証金の没収

落札者が入札参加資格を有しないことが判明した時、又は落札者が契約の締結に応じない場合には、落札者が納付した入札保証金は区の帰属となります。

16 契約保証金の納付

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納付しなければなりません。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することができますが、入札保証金額が契約保証金の額に満たないときは、その差額について、区が発行する納入通知書により契約締結日までに区が指定する金融機関において納付のうえ、契約締結時にその領収証書を確認させていただきます。

17 売買契約の締結

売買契約の締結は、次のとおり行います。

- (1) 落札者は、令和8年3月13日（金）までに売買契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約条項につきましては、別紙5「不動産売買契約書（案）」をご確認ください。
- (3) 売買契約は、区が落札者とともに契約書に記名押印した時に確定いたします。
- (4) 期限までに契約が締結されない場合、又は契約保証金を納付していない場合（確認できない場合も含む）は、入札保証金は区の帰属となります。
- (5) 契約金額に相当する額の収入印紙代など契約の締結に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

18 売買代金の支払期限

売買代金は、令和8年3月31日（火）までに、区が発行する納入通知書により支払わなければなりません。

なお、契約保証金は、売買代金の一部に充当しますので、その差額をお支払いいただきます。また、納付期限までに残りの売買代金が納付されなかった場合は、契約は破棄され、契約保証金は区の帰属となります。

19 所有権の移転にかかる公租等について

- (1) 物件の所有権は、売買代金の納付が完了した日（区が納付を確認した日）に移転したものとし、同日付で現状有姿のまま物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権移転登記は、所有権移転後、区の嘱託により行います。

なお、建物の登記については落札者決定後、速やかに区が保存・表題登記を行います。

残金決済時に登録免許税分の収入印紙を区にお預けいただきますので、あらかじめご承知おき願います。

- (3) 区が所有権移転登記を嘱託する際は、区の指示にしたがって必要な書類をご提出いただきます。また、登録免許税は落札者の負担となります。
- (4) 不動産取得税について
不動産取得税は、土地・建物の両方に課税されます。東吾妻町が算定する固定資産税評価額を課税標準として算定されますが、現状は区有物件のため非課税であり、固定資産税評価額が不明のため概算額を提示することができません。
売買価格ではなく、東吾妻町が算定する固定資産税評価額が課税標準となりますのでご注意ください。
支払方法及び支払時期につきましては、東吾妻町税務課へお問い合わせ願います。
- (5) その他
ア 本物件の引き渡しに係る諸費用は、原則として落札者のご負担となります。
登記の移転を含め、手続きの詳細については落札者決定後、区と必要な調整を実施する予定です。
イ 本物件は、令和7年4月15日現在、宿泊施設として運営中です。そのため、本物件の引き渡しについて、利用状況や原状回復等に応じて区と落札者は、売買契約とは別に所有権移転時期に関する覚書を締結する。
別紙7「引渡猶予に関する覚書（案）」

20 その他告知事項

- (1) 本物件に付帯する契約等について
本物件は、国土交通省、中之条営林署、東吾妻町役場、東京電力リニューアブルパワー株式会社等の官公庁や企業、私人と契約を締結しています。
本物件買受者は現在区が締結している契約内容に準ずる形でその権利・義務の一切を引き継ぐことを原則とし、名義変更に係る諸費用等の支出が生ずる場合は買受者の責任においてこの支払いを行ってください。
詳細は別紙1「物件説明書」をご覧ください。
- (2) PCBについて
本件建物に備わる電気設備に関し、非破壊の調査の結果、PCBは確認されませんでした。物件引き渡し後、買受事業者が破壊を伴う調査等でPCB含有機器を確認した場合は、法令等の定めに従い必要な措置を講じたうえで廃棄してください。
- (3) この案内書に定めのない事項については、区の規定又は決定するところによって処理します。

○ 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（抄）

（定義）

第2条この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）契約建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の売買、賃貸借、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い及び貸借等の区が締結する全ての契約をいう。

（2）入札参加資格地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、区長が別に定めた競争入札の参加資格をいう。

（3）暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（4）暴力団員等暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 下請負人等工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人(資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。)及び業務委託の全部又は主要な部分を一括して、若しくはその一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合(再委託)の受託者をいう。

(一般競争入札からの排除)

第8条契約担当者(杉並区契約事務規則(昭和39年4月杉並区規則第19号)第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)は、入札参加除外措置が決定されたときは、入札参加除外措置が解除されるまでの間、次のとおり当該入札参加除外者を区の一般競争入札から排除しなければならない。

(1) 一般競争入札の参加資格確認申請を受け付けてはならない。

(2) 一般競争入札の参加資格確認申請の受付がなされた者が、参加資格確認までの間に入札参加除外措置を受けたときは、一般競争入札の参加資格を認めてはならない。

(3) 一般競争入札の参加資格を有すると確認された者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、参加資格確認を取り消さなければならない。

(4) 落札予定者又は低入札価格調査制度対象案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者(当該有資格者を構成員とする建設共同企業体及び当該有資格者を構成員とする事業協同組合等も含む。以下「調査対象者」という。)が落札決定までの間に入札参加除外措置を受けたときは、落札者としてはならない。

(5) 落札決定された者が契約締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、落札決定を取り消さなければならない。

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(抄)

(再発防止処分)

第八条(省略)

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

一 いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

○ 旅館業法(抄)

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(平八法九一・全改)

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。)

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの

4 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)については、当該学校が大学附置の国立学校(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。)が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)においては、当該指定都市又は中核市の長)の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。



杉並区

【問い合わせ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

杉並区役所 西棟 7 階 区民生活部管理課 庶務係
民営化宿泊施設担当

TEL : 03-(3312)-2111 (内線:3753、3755)

FAX : 03-(5307)-0681

E-mail:kumin-kanri@city.suginami.lg.jp

※本案内書、申請書類及び参考資料等は、杉並区公式HPからダウンロードできます。

トップページ>しごと・産業>入札・公売・契約>入札のお知らせ・電子調達>区有財産貸付・売却に係る一般競争入札（紙入札）>コニファーいわびつ売却